

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第 9 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：都市整備局

通 知 日：令和 8 年 5 月 14 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きについて改善を求めたもの 廃棄物に関する条例に基づく届出書の提出状況を確認したところ、令和 6 年度時点では提出が行われていなかった。 【指摘事項】 都市整備局は、廃棄物に関する条例に規定されている必要な届出などについて、研修等により改めて業務担当者に周知徹底された。	建設課団地再生グループの業務担当者を対象に、廃棄物に関する条例で定められた必要な届出等について、令和 8 年 3 月 2 日から 3 日に研修を実施した。 今後は手続き漏れを防ぐため、担当者が異動した場合でも後任へ確実に引き継げるよう、研修等により周知徹底する。	措置済	令和 8 年 3 月 3 日